

上尾市市内循環バス停留所標識の広告掲載に関する取扱基準

平成25年8月30日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、上尾市有料広告掲載に関する要綱（平成21年3月24日市長決裁）第3条の規定に基づき、市内循環バス停留所の標識（以下単に「標識」という。）の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(埼玉県屋外広告物条例に基づく許可)

第2条 標識に掲載する広告は、埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）第6条第1項の規定による許可を受けたものでなければならない。

(広告の規格)

第3条 広告は、標識1本につき1枠掲載するものとし、当該広告の規格は、日本工業規格B列4番（縦）の範囲内とする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、標識の空白部分のうち、市が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月から12か月までとする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、標識1本につき、月額2,000円とする。

(広告の選定方法)

第7条 希望する停留所に複数の申し込みがある場合は、抽選を行い決定する。

(広告の掲載方法)

第8条 広告は、普通紙に印刷する方法によるものとし、標識に直接塗装することはできない。

(広告物の作成、掲載、保守及び撤去)

第9条 広告物の作成、掲載、保守及び撤去は、広告主が自己の費用を負担して、これを行うものとする。この場合において、広告物を撤去するときは、標識のうち、広告を掲載した箇所を原状に回復しなければならない。

2 広告主がやむを得ない事情により、広告の撤去を行うことができないときは、市長は、広告の撤去を行うことができる。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、標識の広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成25年9月1日から施行する。